

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		違反広告物是正指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		屋外広告物条例
条 項		第3条から第6条まで
所 管 課		都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 048-646-3178) 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話：048-840-6178)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	次のいずれかに該当するもの。 (1) 条例第3条の禁止地域の規定に違反するもの (2) 条例第4条の禁止物件の規定に違反するもの (3) 条例第5条のはり紙等の禁止物件の規定に違反するもの (4) 条例第6条の許可の規定に違反するもの。
備 考		